

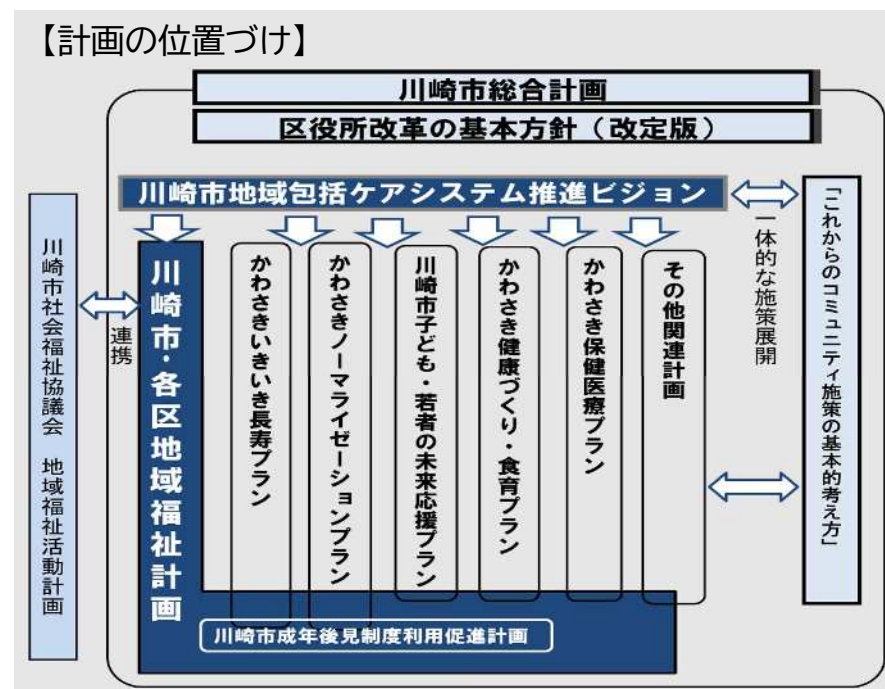
第8期多摩区地域福祉計画策定 の方向性について



1. 「地域福祉計画」とは

1 (1) 計画策定の趣旨と概要

- 地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村計画として、策定について努力義務あり。
- 具体的には、地域福祉の推進の理念に加えて、地域の生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりに努めることとされている。
- 国では、「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉計画の策定に当たっては、高齢者だけでなく、地域住民が直面する課題を共有し、地域づくりやそのための仕組みづくり行うなどの視点を重視。
- 本市でも、同趣旨の取組として、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を関連個別計画の上位概念として、関連個別計画を横につなぎ、施策を推進。
- 本市の地域福祉計画は、市総合計画を踏まえ、地域福祉を進めるための「理念」と「仕組み」をつくる、福祉に関する上位計画として、地域包括ケアの理念等を実現するための実行的な計画に位置付けている。



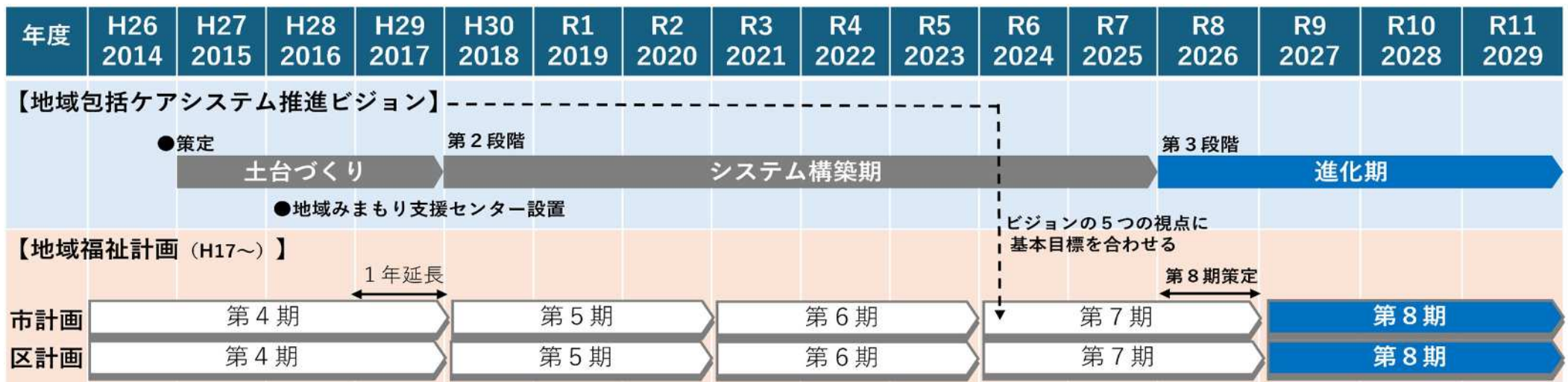
1 (2) 計画策定の経過と期間等

- 全国的に地域包括ケアシステムの構築が求められてきた中、本市では、H27.3に「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定。
- 本市の地域福祉計画については、第7期計画に至るまで、市計画と区計画をそれぞれ策定。
- 第7期計画から、市計画では、推進ビジョンの基本的な5つの視点に合わせて、分野（高齢、障害、児童等）をまたいで共通して取り組むべき事項を掲載する計画に変更。
- 次期（第8期）計画でも、関連する個別計画と整合を図るため、計画期間を3年間とし、令和9～11年度とする。

【川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン】

基本理念	川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で暮らし続けることができる地域の実現
視点1	「ケア」への理解の共有とセルフケア意識の醸成
視点2	安心して暮らせる「住まいと住まい方」の実現
視点3	多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現
視点4	一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持
視点5	地域包括ケアをマネジメントする仕組みの構築

【計画期間】

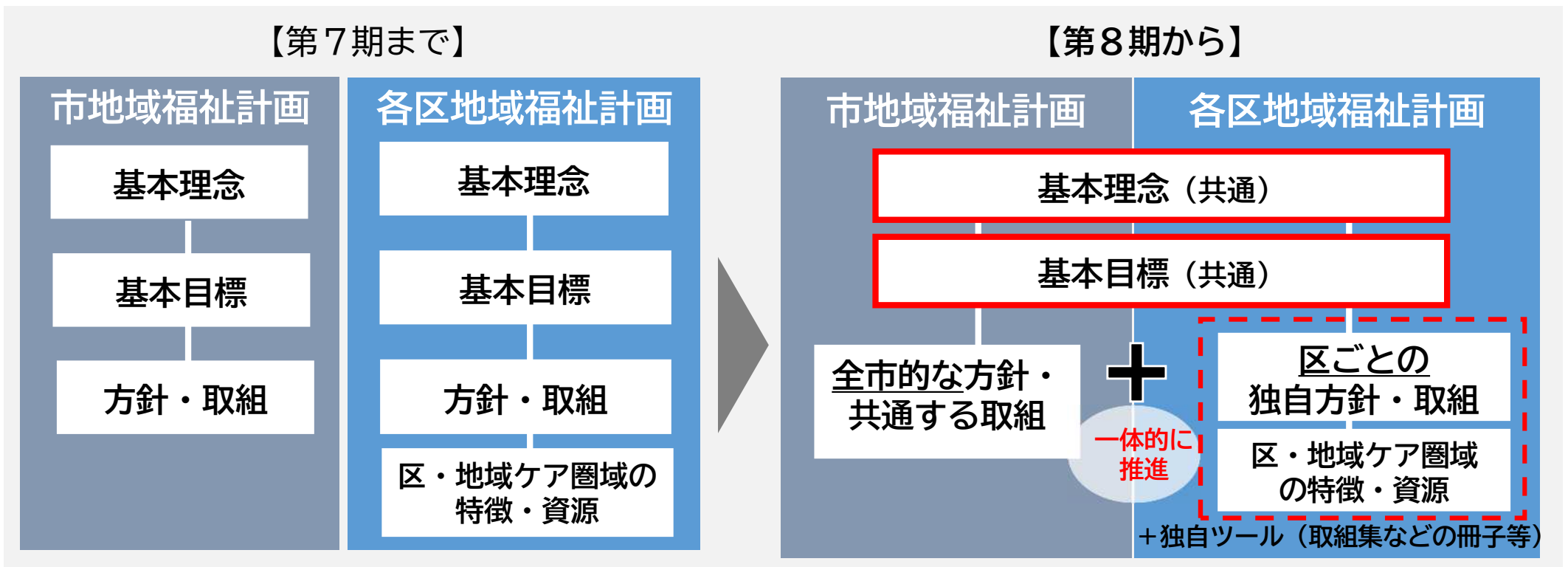




2. 第8期計画について

2 (1) 第8期計画の全体像について

- 「**基本理念**」「**基本目標**」は市と区で共通となり、「**方針・取組**」は市と各区がそれぞれ設定する。
- 市計画とあわせて、区ごとの独自方針や重点的な取組をまとめた区計画を掲載した冊子とする。
- 区計画には区域や地域包括ケア圏域の概況（統計情報・実態調査結果）も掲載する。
- 体裁は「A4横」に変更。一区あたり約十数ページを想定。
→ これまで別々に設定していた「基本理念」「基本目標」を統一化することによって、
一体的な施策を推進できる。
- 区計画を補完する「独自ツール」（取組集などの冊子等）を作成する。



(2) 計画の構成案

章	第7期計画	第8期計画	第8期内容案
第1章	計画策定の趣旨と地域福祉を取り巻く動向	計画策定の趣旨と地域福祉を取り巻く動向	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨・期間 ・統計資料（市全体の人口等の関連統計、実態調査結果） ・社協の地域福祉活動計画との連携等
第2章	川崎市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組	川崎市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム推進ビジョン ・第3段階における取組の進め方 ・第3段階における視点1～5に基づく取組の考え方 ・第3段階における重点取組 等
第3章	地域福祉の推進に向けた今後の取組の方向性	地域福祉の推進に向けた今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉とは ・これまでの計画の進捗状況と市全体の課題等 ・計画の基本理念・目標 ・圏域の考え方（地域ケア圏域等） ・PDCAサイクル 等
第4章	市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせるふるさとづくり	(題名検討中)	<ul style="list-style-type: none"> ・視点1～5に基づく、全市的な取組や事業例)健康・いきがづくり、住民参加、権利擁護（成年後見制度利用促進計画）、福祉施設整備、移動手段の確保、見守りネットワーク、認知症高齢者対策、ボランティア支援、災害時の体制構築、相談支援ネットワーク、保健・福祉人材の確保、虐待対応、地区カルテ、社協等
第5章	各区計画の概要	各区の計画	<ul style="list-style-type: none"> ・区・圏域の概況（区・圏域単位の人口等の関連統計、実態調査結果） ・区的生活課題・めざす姿 ・区独自の方針・取組、重点的な取組

※現時点での構成案であり、今後、具体的な検討の中で調整予定。

2 (3) 多摩区の独自ツールの作成について

区計画を補完する形で作成する“独自ツール”

→区計画に位置付けた重点方針の事業・取組等について紹介する**ブックレット（小冊子）作成**を検討。

【工夫するポイント】

区民にとって**読みやすく、手に取ってもらいやすい**よう、写真やイラストを活用しながら作成（具体的な内容については、来年度の会議での意見交換を踏まえ検討）。

《作成イメージ》



川崎区地域包括ケアシステム紹介パンフレット
（令和7年3月発行）



多摩区地域包括ケアシステム紹介パンフレット
地ケアTAMA Vol.5（令和5年9月発行）



3. 地域福祉計画策定にあたって

(1) 計画策定にむけた地域福祉実態調査について

・ 調査の目的

市民の地域福祉に関する意識を多面的に調査することにより、地域における生活課題を明らかにし、『第8期川崎市地域福祉計画』の策定に必要な基礎資料を得る。

→ 次期地域福祉計画の効果的な施策の検討に活かす。

・ 調査の概要

地域の生活課題に関する調査 (市民アンケート)

対象者	成人男女7,000人（各区1,000人程度）
調査方法	郵送配布・WEB回答 ※70歳以上：全員に紙調査票を配布 ※70歳未満：希望者には紙調査票を追加配布
調査時期	令和7年10月下旬～11月下旬

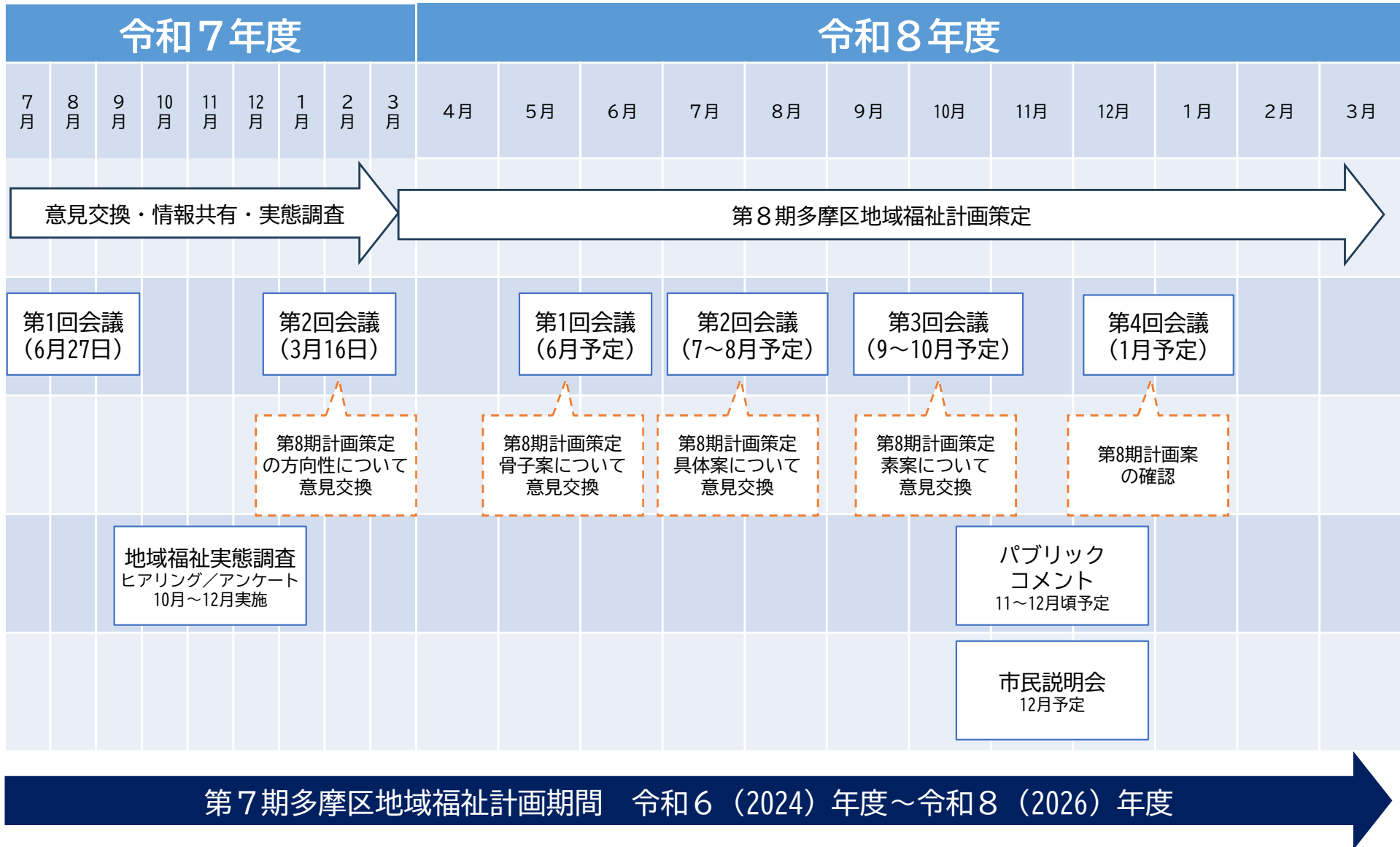
地域福祉活動に関する調査 (団体アンケート・団体ヒアリング)

対象者	市内で地域福祉活動を行う団体 【アンケート】400団体程度（各区60団体程度） 【ヒアリング】35団体程度（各区5団体程度）
調査方法	【アンケート】郵送配布・WEB回答 ※希望団体には紙調査票を追加配布 【ヒアリング】区職員によるヒアリング
調査時期	【アンケート】令和7年10月下旬～11月下旬 【ヒアリング】令和7年10月～11月

※ 現在取りまとめ中のため、調査概要の詳細については次年度の会議にて説明させていただきます。

3 (2) 計画策定スケジュールについて

※市の動向により、スケジュールが変更となる可能性があります。
(他計画との調整を図る必要性があるため)



令和9年3月 第8期多摩区地域福祉計画